

大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	13	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大口町条例第２６号）別表第１町長の部 大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１条	大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第１条 全て（児童）は、（児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される）権利を有する。	第１条 この条例は、（子ども）の（福祉の増進を図る）ため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号） 大口町子ども医療費支給条例施行規則（平成１４年大口町規則第１８号）
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	大口町子ども医療費支給条例第５条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町子ども医療費支給条例第５条の規定による医療費（自己負担分）助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号1	大口町子ども医療費支給条例第３条第１項、大口町子ども医療費支給条例施行規則第２条第１号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	大口町子ども医療費支給条例第３条第１項 大口町子ども医療費支給条例施行規則第２条第２号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	大口町子ども医療費支給条例第３条第１項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	大口町子ども医療費支給条例第3条第1項 大口町子ども医療費支給条例施行規則第2条第3号、第4号、第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ロ	大口町子ども医療費支給条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年12月25日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年09月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	30
保護評価書の名称	大口町 子ども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E5%8F%A3%E7%94%BA%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=3&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

